

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 4 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 11 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市財務部税務課

第 2 監査の期間

平成 30 年 8 月 29 日（水）、30 日（木）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

契約規則第23条に定める額を超える随意契約を行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 契約事務について

長期継続契約を締結している事案について、「長期継続契約に係る特約」に関する条項の記載がない契約書が見られたので、適正な書類作成に努められたい。

2. 公印について

平成27年度定期監査の折にも指摘を行っているが、税務課管理の公印の使用について、公印規則に定められた使用区分以外の文書に使用しているものが散見されたので、適正な事務執行に努められたい。

また、公印について、公印規則に定められた規格（書体）で調製されていないものが見られたので、適正な管理に努められたい。

第6 むすび

税務課の収納業務については、平成29年度の市税（国保税除く。）の収入額は28億4,320万円で、調定額に対する収納率は97.67%となっている。現年課税分に限っては28億248万円で、収納率は99.19%と高く、前年度に比べ5,250万円の収入増となっている。ここ数年間の推移を見ても収入額、収納率ともに毎年増加し

ている。また、国民健康保険税では、平成 29 年度の収入額は 8 億 7,686 万円で、調定額に対する収納率は 92.31%となっており、前年度に比べ 3,373 万円ほどの収入増となっている。ここ数年間の収納率も高い傾向にある。

一方、滞納処分については、件数及び処分額ともに減少傾向にある。

平成 29 年度の納付方法別の収納状況をみると、特別徴収が 35.9%と増加傾向にあり、口座振替が 24.9%、自主納付が 22.9%と続くが、コンビニ納付も 6%と増加傾向にある。また、納税組合数は設置基準の見直しにより、平成 29 年度は対前年度比 32%減の 86 団体となっている。

総務徴収班の窓口業務については、事務机が窓口と対面配置され、迅速な対応に結びつくなど全体的に効率的な事務執行に努めていると思われる。

結びに、ここ数年間の市税全般の収納状況は堅調に推移しているが、今後、人口減少による税収の減少も十分予測できる。税の賦課・徴収業務（納税）は、市民にとって最も身近な行政事務であり、常に説明責任を求められる。職員においては、今後とも、税務への知識と経験を積み重ね納税者の負託に応えられるよう希望いたします。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。